

債権者及び株主等関係者各位

## 合併公告

株式会社インフォネットを吸収合併存続会社、株式会社撮影ティブを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）により、株式会社インフォネットは株式会社撮影ティブの権利義務全部を承継して存続し株式会社撮影ティブは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和8年7月1日であり、株式会社撮影ティブは会社法第784条第1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、株式会社インフォネットは株式会社撮影ティブの全株式を所有していますので、本吸収合併による株式会社インフォネットの新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

本吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次とおりです。

(株式会社インフォネット) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
(株式会社撮影ティブ) <https://satsuei-tive.co.jp/>

本吸収合併に反対され、会社法第797条第1項の規定に基づき、株式会社インフォネット株式の買取請求権を行使される株主様は、本吸収合併の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、株式会社インフォネットに対して、書面により、その旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。

このご通知をいただく際には、株主様が株式会社インフォネット株式を預託されている口座管理機関（証券会社等）の名称及び加入者コード並びに株主様のご氏名又は名称、ご住所、ご連絡先の電話番号も必ずご通知ください。

さらに、このご通知にあたっては、株主様が株式会社インフォネット株式を預託されている口座管理機関に対して、個別株主通知のお申し出の取次ぎの請求及び株式買取請求に係る株式の下記株式会社インフォネット指定口座への振替の申請を併せて行っていただいた上、株式会社インフォネットにお送りいただくご通知に個別株主通知に係る受付票を添付していただきますようお願い申し上げます。

なお、令和8年6月30日までに下記株式会社インフォネット指定口座への振替を完了していただけない場合には、株式の振替手続の実務上、株式買取請求権を行使いただけません。具体的に振替に必要となる期間は口座管理機関により異なりますので、お早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

上記の取扱いは、株式買取請求権の行使ができなくなる事態を避け、株主様の権利行使の確実性を確保するためのものでありますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

### 記

振替先口座（買取口座）管理機関	三井住友信託銀行
口座名義人	株式会社インフォネット
加入者口座コード	002947301097969000030

令和8年5月22日

東京都港区新橋四丁目21番3号  
新橋東急ビル7階  
株式会社インフォネット  
代表取締役 古宿 智

東京都港区新橋四丁目21番3号  
新橋東急ビル7階  
株式会社撮影ティブ  
代表取締役 堤 康允